

大阪における印刷業の労働衛生 管理に関する実態調査結果報告

平成10年3月

労働福祉事業団
大阪産業保健推進センター

研究員名簿

研究代表者

大阪産業保健推進センター相談員 原 田 章

共同研究者

大阪産業保健推進センター相談員 芹 生 利 夫

" 櫻 井 寛

" 佐 川 守

目 次

I はじめに	1
1) 調査対象	1
2) 調査票	1
3) 調査票の回収率	2
II 調査結果	2
1 事業場の概要	2
2 事業場で使用している印刷インキ、溶剤、活字などについて	3
3 事業場の労働衛生管理体制について	4
4 健康診断について	6
5 労働衛生教育について	8
6 有機溶剤に関する作業環境測定について	9
7 有機溶剤作業設備について	11
8 労働衛生保護具の使用情況などについて	15
9 労働衛生法、有機溶剤中毒予防規則の改正について	16
10 大阪産業保健推進センターについて	17
III 考 察	18
(調査票)	21

大阪における印刷業の労働衛生管理に関する実態調査結果報告

I はじめに

大阪府下にも多数の印刷業がある。その規模は、従業員 1000 人を超す大企業から、従業員 2~3 人、あるいはそれ以下の零細企業まであり、むしろ大企業は極めて少なく、大部分は、印刷機 1~2 台程度の小企業が多い。

また印刷の種類も多く、活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、単色印刷、多色印刷、輪転機による印刷、平版印刷などなどその内容は複雑多岐にわたっている。

したがって、印刷業種の労働衛生管理の内容も、その基本は同じであっても、細かい点については複雑多岐にわたる。

また前途のごとく、大阪府下の印刷業の大部分は、いわゆる中小、というより小企業であり、労働衛生管理はどのような状態であるか分からないとともに、事業場にとっても、労働衛生管理をどのように展開すればよいか分からぬところが多いと考えられる。

そこで印刷業に対する労働衛生管理のためのマニュアルというべきのものの作成が事業場にとっても、また指導、助言を行うべき産業保健推進センターにも必要と考え、まず作成に当たって、大阪府下の印刷業の労働衛生管理の現状を調査することにより、その実態を知ることにした。

その調査結果についてまとめ報告する。

1) 調査対象

調査対象は、大阪府下の大部分の印刷関連事業場が加入している大阪府印刷工業組合傘下の組合員から選ぶこととしたが、この組合には、大阪府下の印刷関連事業場の殆どの業種が参加していること、数社の大企業の外は、中小企業であり、さらに調査対象選択のために、組合から入手した組合員名簿には、事業場の事業内容、規模、設備状態、従業員数などの詳細は、何も記載されていないものであった。しかも組合幹部に聞いても細かい事は何も分らなかった。

しかし、印刷工業団地組合や各種団体の殆どすべての団体が下部団体として参加しており、この組合名簿以外に適当な調査の拠り所はなかったので、この名簿を使用することにした。

この印刷工業組合は約 924 社が参加しているが、調査対象としている事業場数は 400 社であるので、この中から調査対象を選ぶための基準として、大阪府下に散在している会員事業場から、各地区ごとに約半数を選ぶこと、印刷団地工業組合のような団体は全事業場を、またこの印刷工業組合で何かの役員、幹事、顧問などをしている事業場はすべて調査対象に含まれるように配慮して、結局 440 社を調査対象とした。

2) 調査票

調査票は、大阪産業保健推進センター相談員 原田 章、芹生利夫、桜井寛、佐川守の 4 名が作成し

た。労働衛生管理調査票は文末に添付しておいた。

3) 調査票の回収率

440社に調査票を発送したが、回答は79社(18%)にすぎなかった。これには色々の原因があるが、まずいわゆる名刺屋とも言われる小企業の多い印刷業に対する、労働衛生管理調査票にしては、あまりにも詳細な、細かい点まで調査するという、完全を狙いすぎた感のある調査票であったがため、大部分の事業場では記入出来なかつたのではないかと考えられる。また調査内容自体も理解されなかつたのではないかとも考えられる。このことは回答を調べてゆくうちに明らかになるものと考える。

II 調査結果

1 事業場の概要

1) 調査票回答事業場

調査に回答された事業場79社の規模は、図1に示すごとく、10人未満の事業場が32%を占め、10人以上50人未満の事業場が51%、50人以上の事業場は17%に過ぎなかつた。

以上から、回答を寄せられた事業場は50人未満の事業場が83%を占めていた。これによっても、印刷業は如何に小事業場が多いかが分かろう。

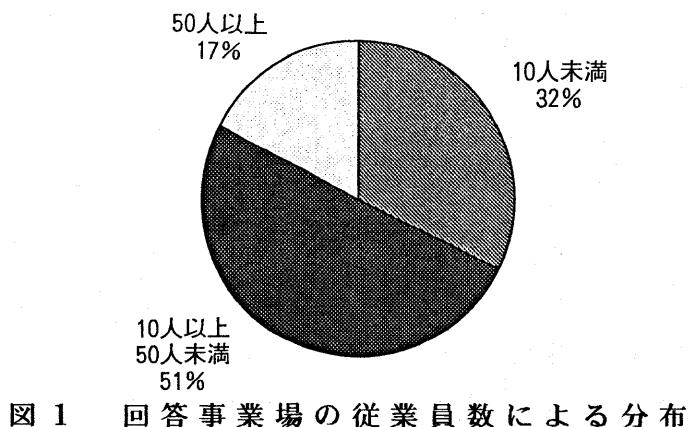


図1 回答事業場の従業員数による分布

2) 事業場の主たる印刷の種類

67事業場、89%はオフセット印刷である。最近の色刷り広告時代を反映しているものと考える。活版印刷も残っており、5事業場5%、グラビア印刷は4事業場5%にすぎなかつた。

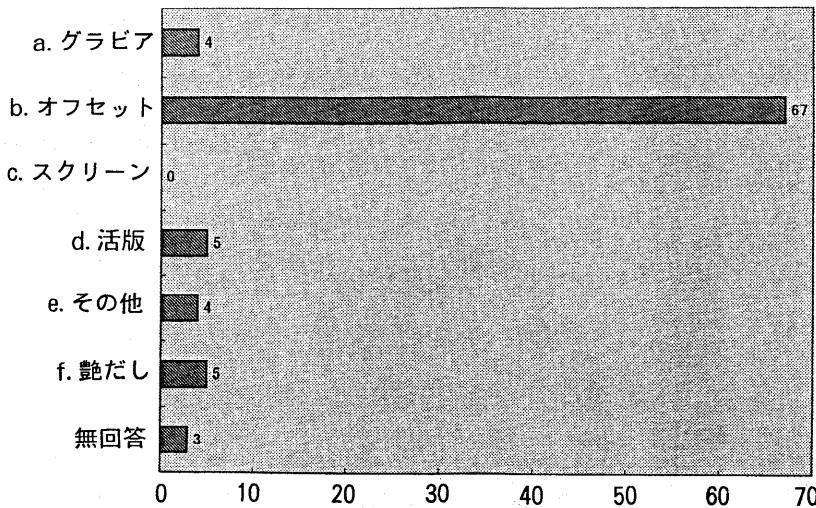


図2. 主な印刷の種類ごとの事業場数

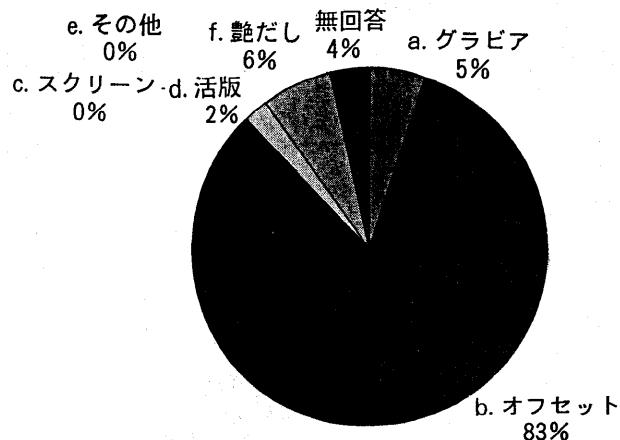


図3 回答事業場の主要な印刷の種類による割合

2 事業場で使用している印刷インキ、溶剤、活字などについて

1) 印刷インキ、溶媒などの成分、有害性、取り扱い上の注意などについて尋ねたところ、納入会社からの情報でよく知っているが61%、納入会社からの情報のうえ、自社でもよく調べて知っているが10%、把握しているつもりであるが20%であった。しかしそく知らないが2%もあり、さらには回答なししが7%あった。

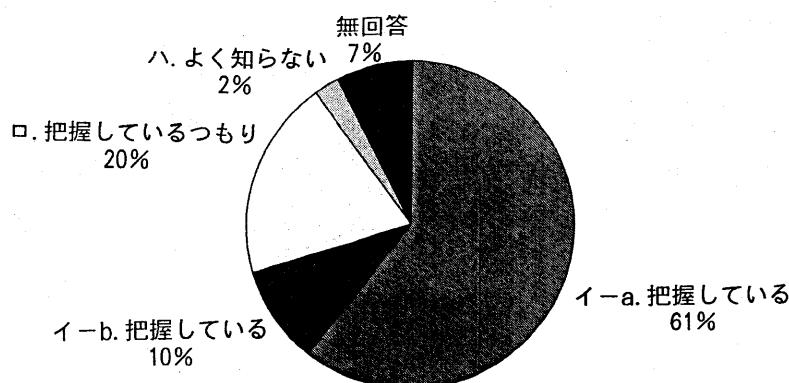


図4 印刷インキなどの成分、有害性、取扱い等に関する注意などに関する知識の状態

2) 印刷インキ、溶剤などに、有機溶剤中毒予防規則によって規制されている有機溶剤以外の溶剤が含有されているかどうかについて尋ねたところ、把握しているが60%、把握していないが30%、回答なしが10%あった。約10%はしっかり知っている状態ではないということになる。

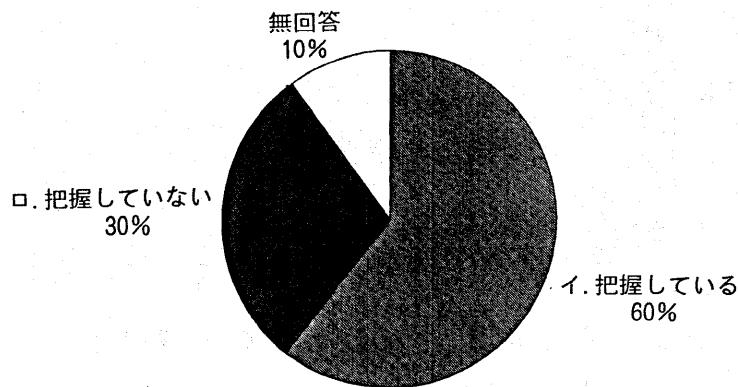


図5 有機溶剤予防規則規定以外の有機溶媒疎使用如何

3) 活字やインキに鉛やカドミウムなどの金属が使用されているかどうかを尋ねたところ、使用されていないが52%、よく知らないが17%、回答なしが25%、一方、使用されているが6%あった。

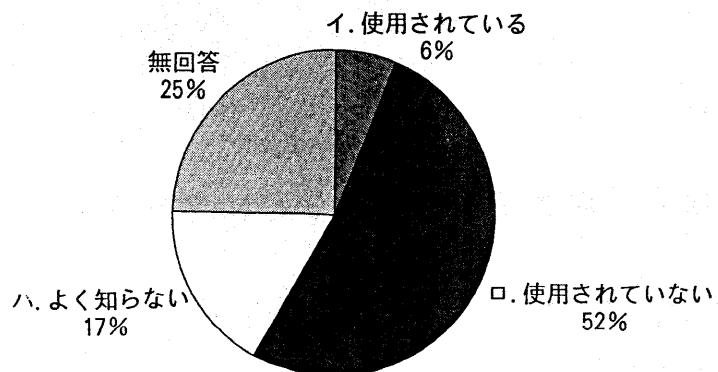


図6 活字、インキなどの有害金属の使用如何

3 事業場の労働衛生管理体制について

1) 産業医の選任について

産業医の選任の有無については、選任しているが27%、選任していないが69%であった。

この調査の回答では、10人未満の事業場が32%、10人以上50人未満の事業場が51%で、合計83%が産業医の選任を必要としない事業場であった。一方産業医を選任していると回答された事業場が27%あった。このことは、計算上は50人以上の事業場は、すべて産業医が選任されていることを示すものと考えられる。

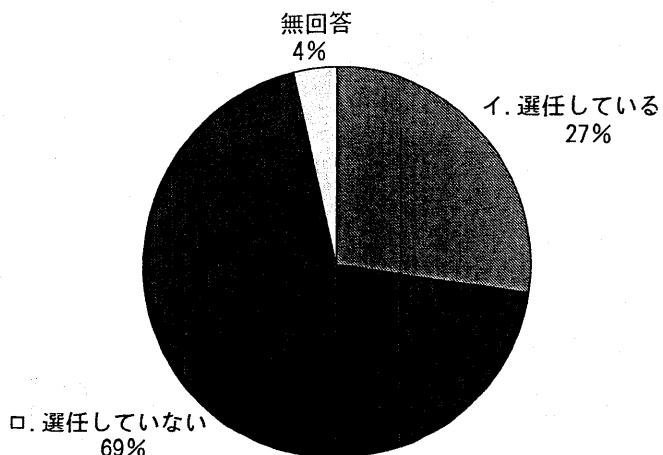


図7 産業医の選任

2) 衛生管理者、労働衛生推進者の選任について

選任されているが38%、選任されていないが53%、回答なしが9%であった。

回答では10人未満の事業場は32%あったので、68%の事業場には、衛生管理者あるいは安全衛生推進者が必要である。しかし選任されている事業場は38%にすぎないという。この点、改善が必要であろう。

また衛生管理者、あるいは安全衛生推進者が、印刷部門から選任されているのは32%、印刷部門以外からの選任は66%、他部門からという回答が2%であった。

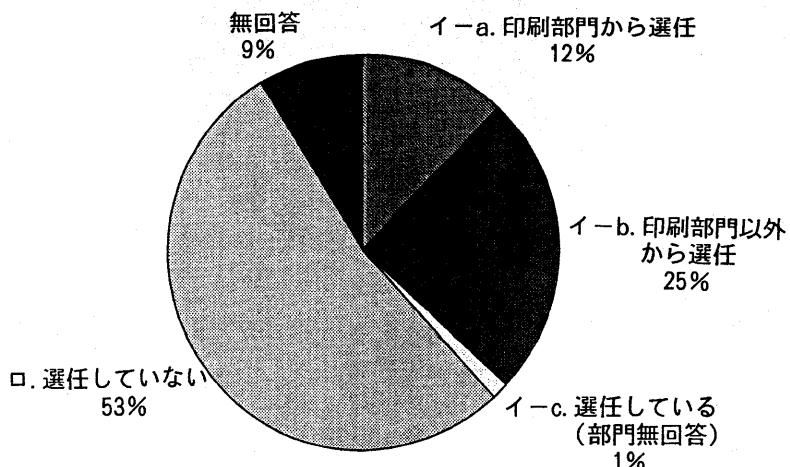


図8 衛生管理者の選任

3) 有機溶剤作業主任者の選任について

選任されているが31%、選任されていないが43%、回答なしが10%であった。

すなわち専任されている事業場は1/3に達していないことになる。

なお作業主任者を印刷部門から選任されている事業場は64%、印刷部門以外から選任されている事業場は36%であった。

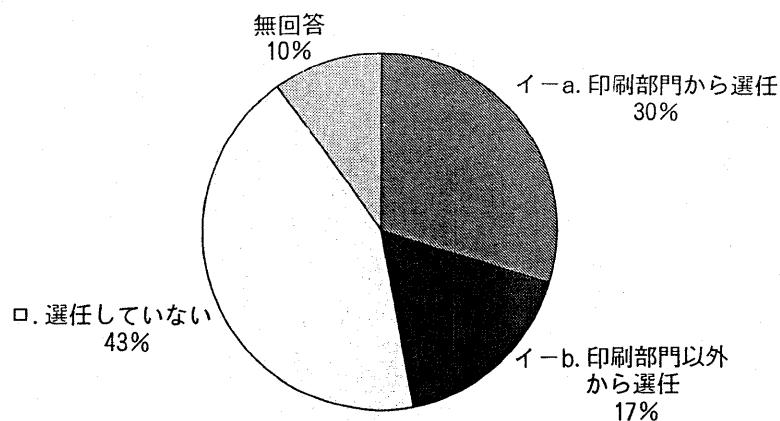


図 9 有機溶剤作業主任者の選任

4) 衛生委員会または安全衛生委員会について

衛生委員会または安全衛生委員会の設置については、設置しているが 16 %、設置していないが 75 %、回答なしが 9 %であった。

すなわち設置されている事業場は、たった 16 %にすぎないという状態である。

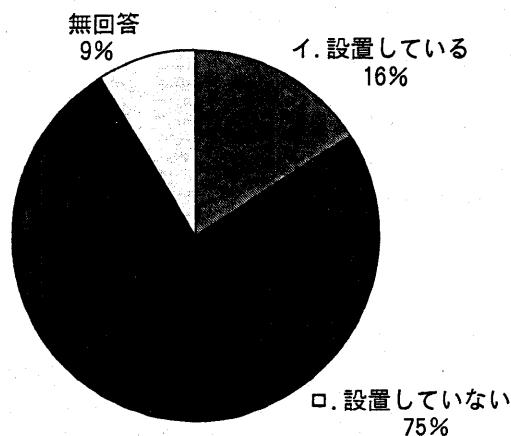


図 10 衛生委員会または安全衛生委員会の設置

4 健康診断について

1) 有機溶剤中毒予防規則などの法規などで定められている健康診断の実施については、実施しているが 70 %、実施していないが 20 %、回答なしが 10 %であった。

この数字は、高いのか低いのか即断出来ないが、30 %の人が健診を受けていないことになる。

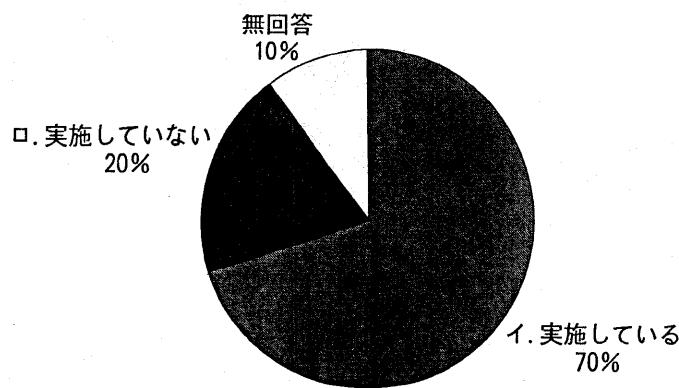


図 1 1 有機溶剤健診の実施

2) 法定項目以外の健診項目の採用について、実施しているが7%、実施していないが56%、回答なしが37%であった。

法定健診の実施が70%であるにもかかわらず、健診の検査に、法定検査以外の血中または尿中有機溶剤の量、またはその尿中代謝物の量、その他の必要な検査などを実施している事業場が、7%あつたことは一つの驚きでもある。

のことから、印刷業の実態、すなわち管理が充実しているところと、そうでないところが混在していることが窺われる。

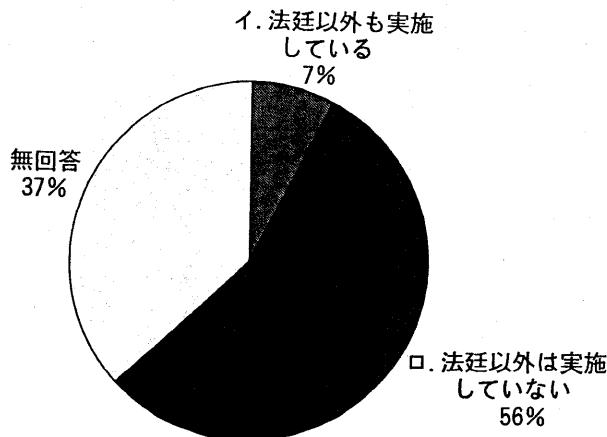


図 1 2 有機溶剤健診で法定項目以外の検査の実施率

3) 産業医が選任されている事業場について、産業医が健康診断にどのように係わっているかを調査した。

健康診断を産業医が実施している事業場は10%で、健康診断の事後措置で関与しているという事業場が17%、全く関与していないという事業場が6%であった。

しかし回答のなかった事業場が67%もあった。この無回答の事業場は健康診断に産業医が関与していないと考えてよい事業場か、健康診断を実施していない事業場であることが推測される。73%の事業場が、産業医が健診に参加していないことは残念である。

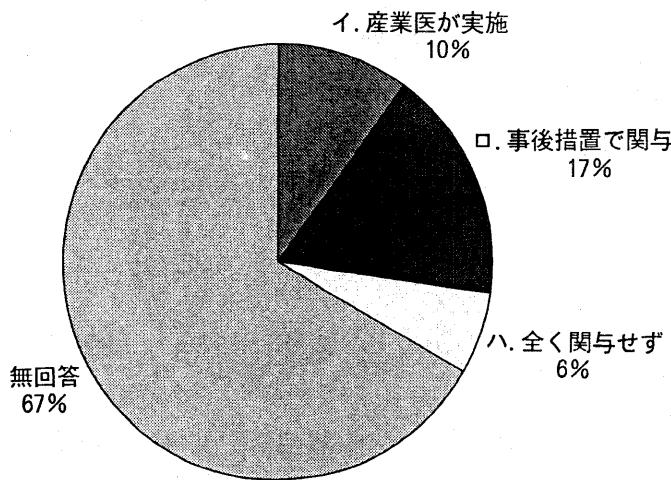


図 1 3 健診への産業医の関与

5 労働衛生教育について

1) 雇い入れ時の労働衛生教育については、規則どおり実施していると回答した事業場が 16%、規則以上の労働衛生教育を実施している事業場が 5% あったほか、実施していないが 69%、回答の無かった事業場が 10% あり、約 80% は労働衛生教育をしていないという状態であり、実施している事業場でも、その内容に差があるようである。

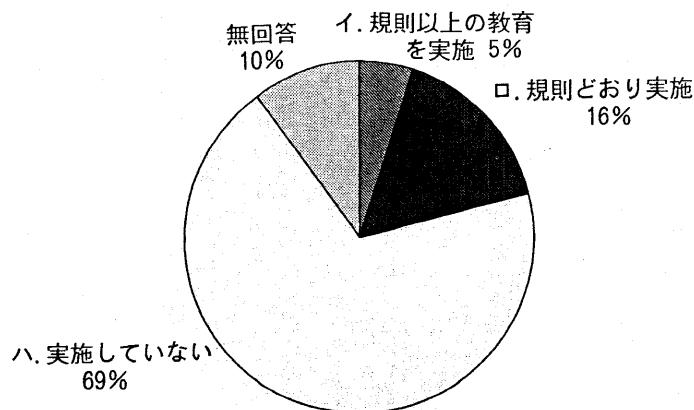


図 1 4 雇い入れ時の労働衛生教育について

2) 作業内容変更あるいは配置換えなどのさいの労働衛生教育については、規則どおり実施しているという回答が前問同様 16% あったが、規則以上の労働衛生教育をしているという事業場は 2% に減少していた。

一方、実施していない事業場が 70% もあり、回答しなかった事業場が 12% もあった。

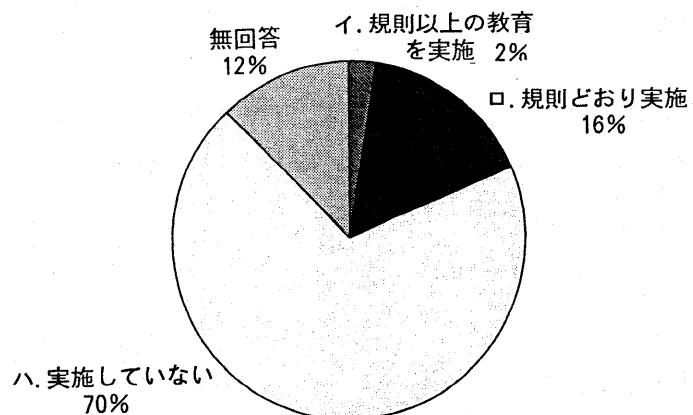


図 1 5 作業内容変更時、配置転換時などの労働衛生教育

3) 以上2問の労働衛生教育を実施している事業場では、誰が教育をしているかということになるが、事業場内部の人が担当している場合94%で、外部に人に依頼している事業場は6%にすぎなかった。

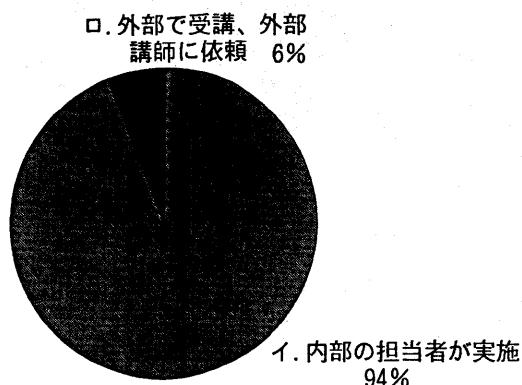


図 1 6 労働衛生実施者

6 有機溶剤に関する作業環境測定について

1) 作業環境を実施しているかという問い合わせに対し、定期的（年2回）に実施しているが22%、定期的ではないが実施しているが9%であった。

一方実施していない事業場が60%、回答の無かった事業場が9%あった。すなわち約70%が実施していないことになる。

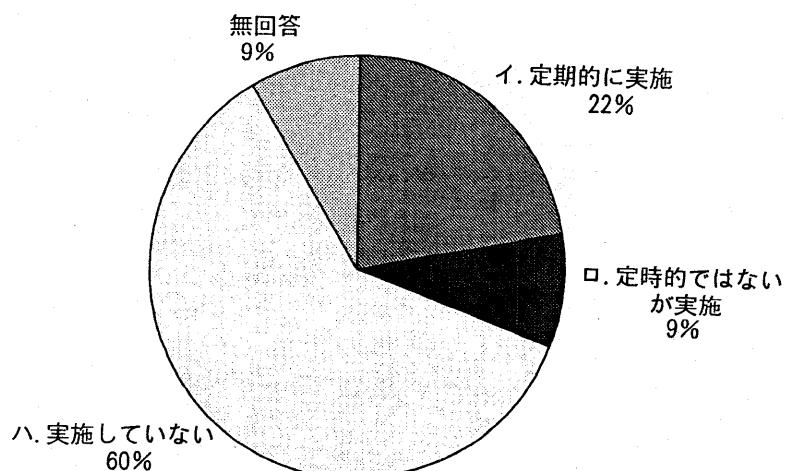


図 1 7 作業環境測定の実施

2) 作業環境測定を実施している事業場（といっても17事業場という少数ではあるが）について、A測定のほかにB測定も実施しているかどうかを尋ねたところ、実施しているが52%、実施していないが32%、回答なしが16%であった。

もちろん、作業場によっては、もともとB測定の必要でないところもあり、これらの事業場はB測定を実施しなくてもよいので、この実施していない数値は、必ずしも正確とは言えない。B測定の必要なところで、どの程度B測定が行われているのかは、この調査では分からなかった。

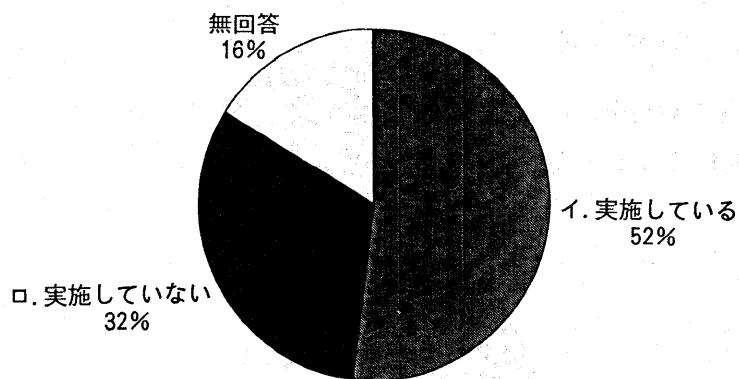


図18 作業環境測定でB測定の実施如何

3) 直近の作業環境測定結果について尋ねたところ、すべてが第1管理区分であるが32%、第1管理区分と第2管理区分とがあるが16%、すべてが第2管理区分であるが4%、第3管理区分のある事業場は20%あった。

測定を実施している事業場に尋ねたのであったが、回答なしが28%もあった。この回答なしの現状が知りたいが、分からなかった。

印刷作業者の曝露状態は、かなり悪いところもあると思ってはいたが、作業環境も、第3管理区分のある事業場が30%もあるということから考えると、設備、作業の改善が必要であると考えられる。また答えなかった事業場は、作業環境が悪いから回答しなかったとも考えられるので、無回答の内容が知りたい。

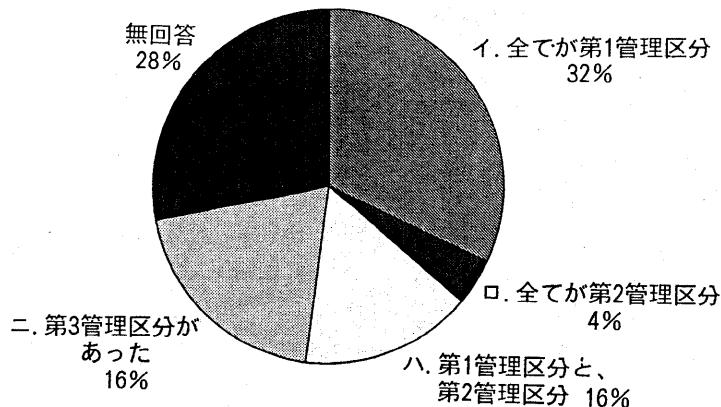


図19 作業環境測定の結果

4) 作業環境測定結果報告書に産業医または労働衛生コンサルタントの意見欄があるので、産業医に測定結果を知らせているかどうかを尋ねたところ、産業医に知らせて助言等を得ているが12%あったが産業医には知られていないが24%、回答なしも64%であった。この回答のない事業場は産業医に知られていないものと考えられるので、88%は産業医と作業環境については接觸がないものと考えられる。産業医の意見欄はどうなっているのであろうか。

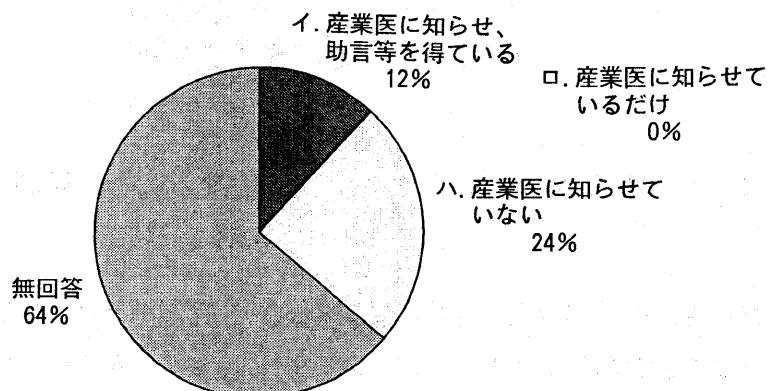


図20 作業環境測定結果と産業医

7 有機溶剤作業設備について

1) 有機溶剤の発散抑制のための局所排気装置あるいは設備の密閉化が整備されているかどうかの設問については、完全に整備しているが20%、概ね整備しているが38%であった。残りの42%は、整備されていない(23%)と、回答なし(19%)で、恐らくこれらは、設備のない事業場と考えられる。

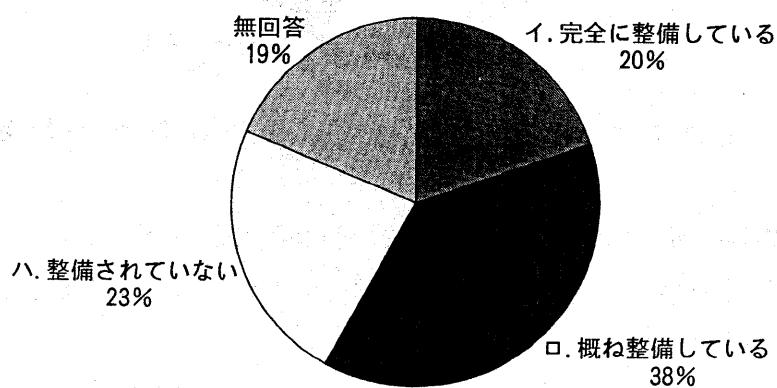


図21 設備の密閉化、局所排気装置の設置などは

2) 局所排気装置を設置している事業場についての設問

① 騒音や製品に対する影響を懸念して、局所排気装置の稼働をしないようなことはあるかという設問に対し、そのようなことはないが52%、よくあるが1%、稀にあるが1%、回答なしも46%であった。回答なしはそのようなことがある事業場ではなかろうかとも考えられる。

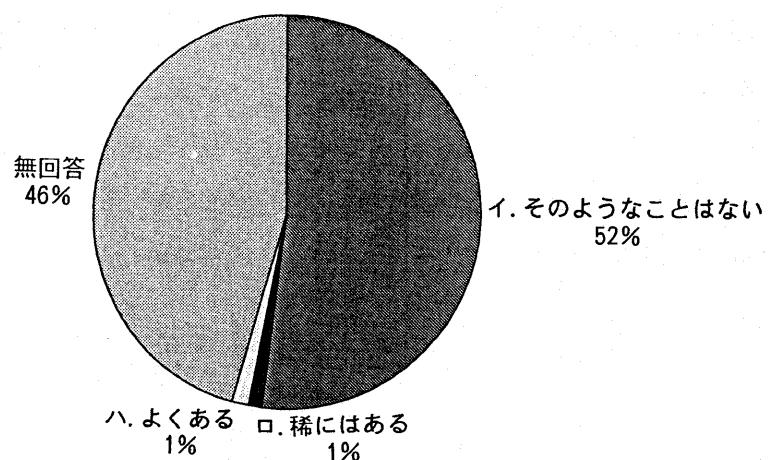


図 2 2 騒音や製品に対する影響等による局排などの稼働の制限

- ② 局所排気装置のフードの型式や形状が作業と合っていないということはないかという設問に対し、そのようなことはないが38%、一部にあるが5%、よく分からぬが14%、回答なしが43%もあった。この回答なしあは、設問の意味が充分分からなかったからではあるまいかとも考えられる。

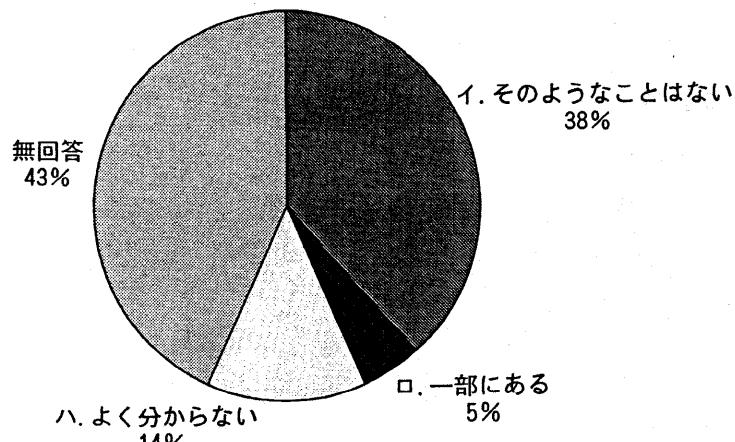


図 2 3 局排のフード形状、形式による作業への影響

- ③ 局所排気装置はよく引いているにも拘らず、作業環境測定結果は悪いということはないかという設問に対し、そのようなことはないが26%、あるが6%、よく分からぬが21%あり、回答なしが41%もあった。

この分からぬ回答と、無回答とは、何れも設問の意味が充分理解されていなかったのではないかとも考えられる。

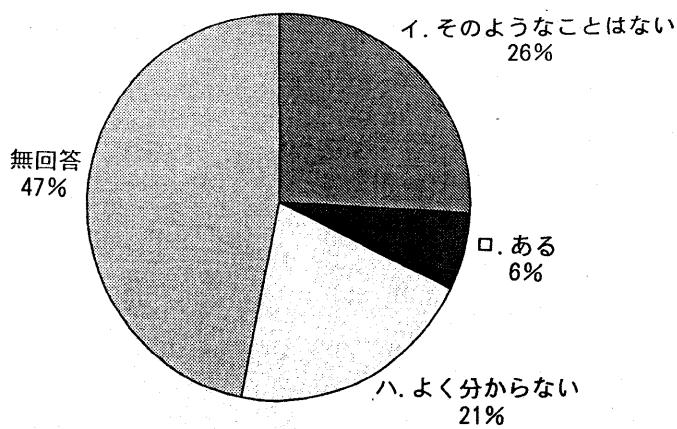


図 2 4 局排の性能と作業環境測定結果

④ 局非フードと有機溶剤発散源との間に事業者が立ち入って作業をしているようなことはないかという設問に対し、そのようなことはないが43%、よくあるが1%、まれにあるが4%、回答なし50%もあった。

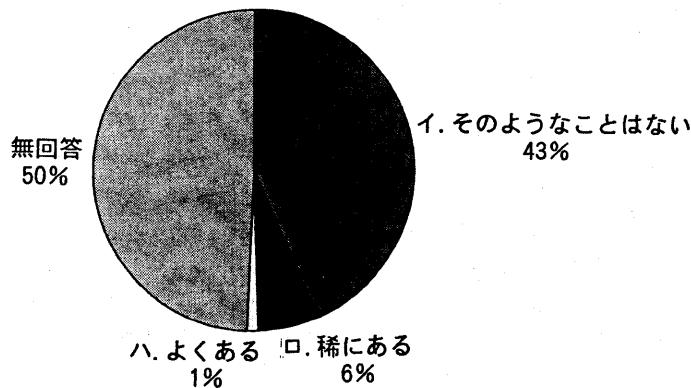


図 2 5 局排のフードと発散源との間での作業の有無

⑤ 局所排気装置の定期自主点検（1年に1回以上実施することになっている）の実施如何を尋ねたところ、実施しているは22%、実施していないは30%であった。

また回答なしも48%もあった。この回答なしも実施していないものと考えられるので、80%近くは実施していないものと考えられる。

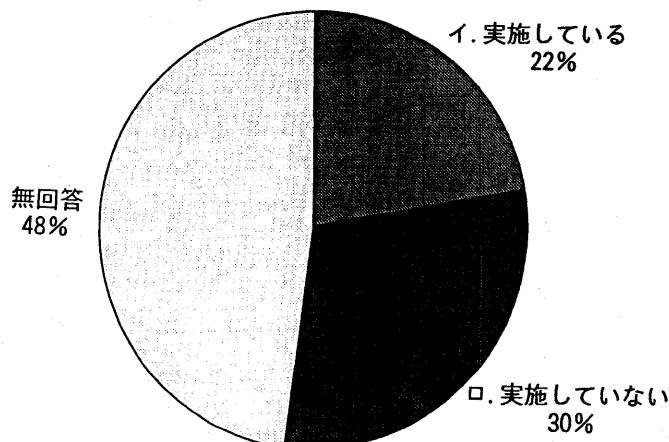


図 2 6 局排の自主点検の実施

⑥ 局所排気装置の点検を日常あるいは月例に、実施しているかどうか尋ねたところ、実施しているは僅か20%、実施していないは30%、回答なしは50%であった。

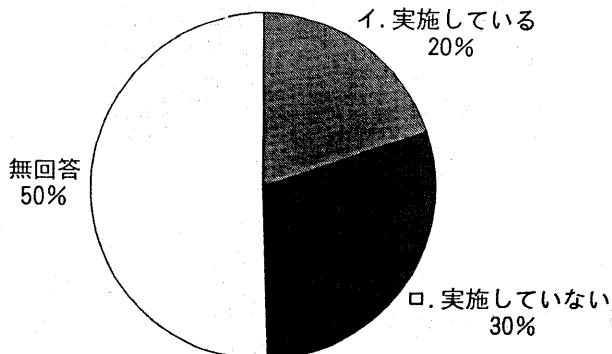


図27 局排の日常あるいは月例点検の有無

⑦ 局所排気装置の制御風速を測定したことはあるかどうか尋ねたところ、実施しているは僅か5%、実施していないが46%、回答なしも49%あった。

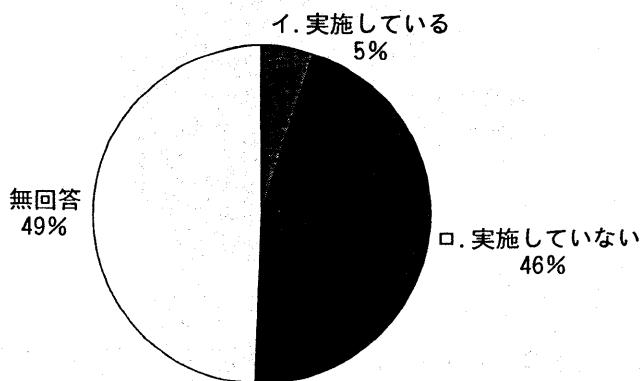


図28 局排の制御風速の測定の有無

3) 局所排気装置や密閉装置や全体換気装置などについての問題点

局所排気装置、密閉装置、全体換気装置などに問題点はないかを、13(イ～ホ)の設問を設け尋ねたところ、一番多い回答は(ハ)「印刷機などの設備機械の構造上、効果的な局所排気装置の設置に苦労することがある」で21%もあった。次は(ニ)「扇風機や窓からの風、冷・暖房装置の気流が、局所排気装置や全体換気装置などの効果を妨害することがある」が8%あった。さらに(ヲ)「局所排気装置、全体換気装置の排気方法で苦労することがある」が6%、(リ)「全体換気装置を設置しているが、発散源が離れているため、効果が今一つである」が5%、(ロ)「有機溶剤蒸気の発散源の面積が大きくて、効果的な局所排気装置の設置に苦労することがある」が4%、(イ)「有機溶剤蒸気の発散源が多数あって、効果的な局所排気装置の設置に苦労することがある」が3%あった。

また(ト)、(チ)、(ル)が各1%ずつあった(ト)は騒音で局排が使いにくい、(チ)は騒音で全体換気装置が使いにくい、(ル)は局排あるいは全体換気装置の気流で寒くて使いにくい、というものであった。

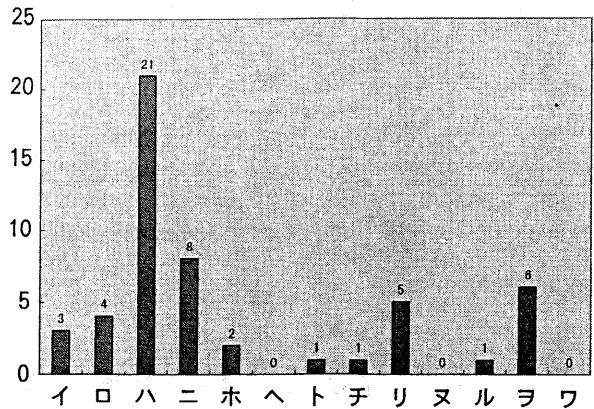


図 29 局排、密閉、全体換気などの問題点

8 労働衛生保護具の使用情況などについて

1) 事業場で使用させている労働衛生保護具は何かという設問については、保護手袋が一番多く、43%が使用している。防毒マスクは思いの外少なく5%に過ぎなかった。また保護服は5%、その他が4%あった。

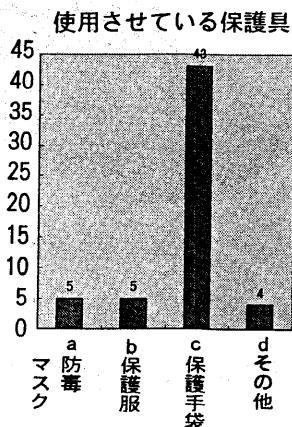


図 30 事業場で使用させている労働衛生保護具の種類

2) 事業場が備え付けている労働衛生保護具は何かという設問については、やはり保護手袋が最も多く、32%が備え付けていると回答を寄せている。防毒マスクは7%、保護服は3%、その他は2%であった。

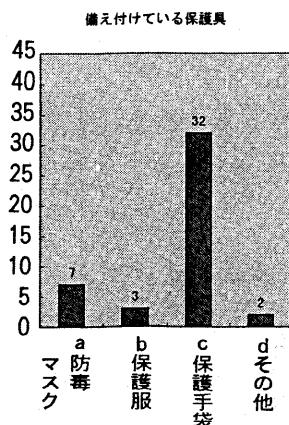


図 3 1 事業場で備え付けている労働衛生保護具の種類

3) 使用させている、または備え付けている労働衛生保護具の定期点検については、実施していると回答した事業場は 20%、実施していないと答えた事業場は 43%、回答なしが 37% あった。約 80% の事業場は点検していないことになる。

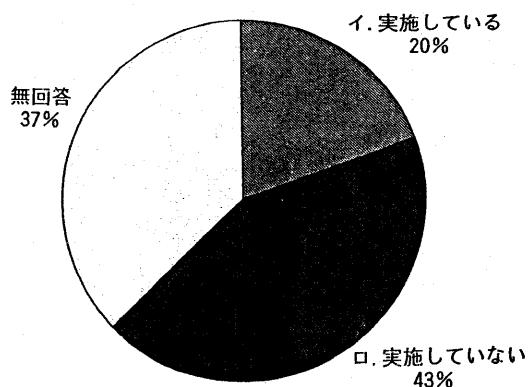


図 3 2 労働衛生保護具の定期点検について

9 労働衛生法、有機溶剤中毒予防規則の改正について

1) 平成 8 年 6 月の労働衛生法の一部改正について尋ねたところ、改正の内容をよく知っているは僅か 9% に過ぎなかった。

しかし詳細は知らないが、おおよその事は知っているが 45% あった。しかし知らないが 32% もあり、回答なしが 14% もあった。

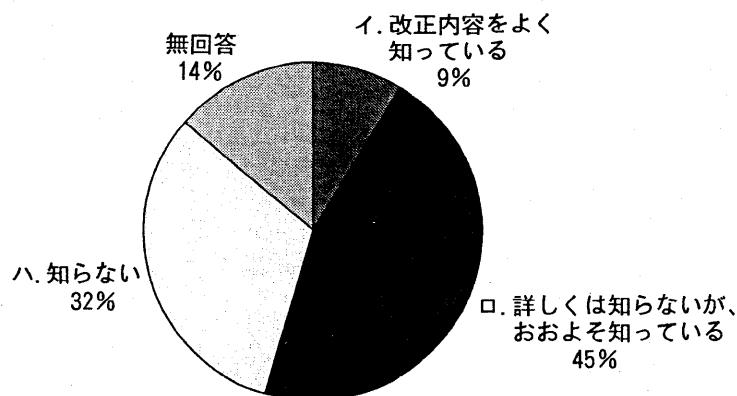


図 3 3 平成 8 年 6 月の労働衛生規則一部改正について

2) 平成9年3月の有機溶剤中毒予防規則の一部改正について尋ねたところ、改正内容をよく知っていると答えたのは、僅か4%に過ぎず、詳しくは知らないが、おおよそは知っていると答えた事業場は27%あった。

しかし知らないと答えた事業場は53%もあり、回答なしが16%もあった。半数以上が知らないと答えている。

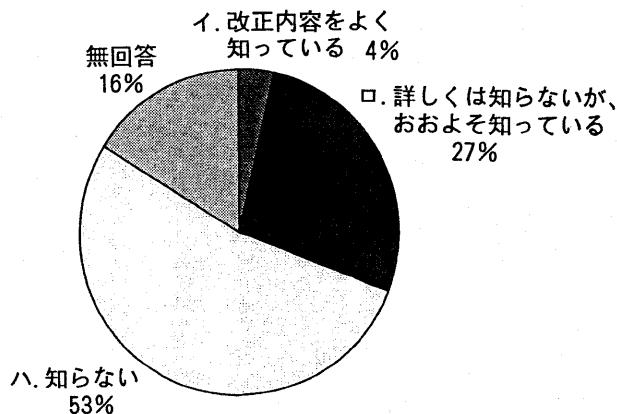


図34 平成9年3月の有機則の一部改正について

10 大阪産業保健推進センターについて

大阪産業保健推進センターを知っているかどうか尋ねたところ、よく知っているは4%に過ぎず、おおよそは知っているが23%であった。しかし知らなかったが67%もあり、回答なしが6%あった。

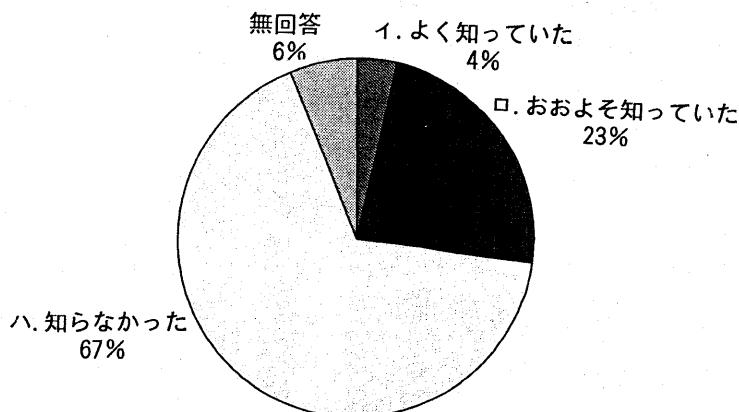


図35 大阪産業保健センターについて

III 考 察

大阪にも、多数の印刷会社がある。ところが印刷業は、何千人の従業員を抱える大企業から、1～2人という、所謂名刺屋とか葉書屋とも言われている小企業まで、大小規模の差は極端で、これらの大小企業924社が、一つの大坂印刷工業組合を形成している。このような状態の組合傘下の企業にアンケート用紙を送ったのであるが、すべて同じ用紙で、内容はかなり微細に、細かい点まで入り込んだ調査をしたので、大部分の小企業には、理解されなかったのではないかと反省している。これが回答率を低くした原因ではないかと考えている。

しかし、回答をされた事業場は、かなり労働衛生管理に対する知識、理解を持っている企業と考えてよいので、この回答による考察を行う事は無駄ではないと考えるので、以下に調査結果に考察を加えることとする。

また印刷業の内容は複雑多岐にわたっているが、最近の印刷物の様子から、予想されていた通りオフセット印刷が多く、67%がそうであった。これは有害性の高い有機溶剤が使用されないことから、事業場にとっても都合のよい事であろう。一方、トルエンを多く使用するグラビア印刷は4%に過ぎなかつた。グラビア印刷は、所謂大企業に依存する傾向にあるようである。

使用している溶剤、インキ、活字などの成分、有害性、取り扱いにあたっての注意などについては、納入業者からよく聞いてよく知っているという事業場が61%もあり、納入業者の姿勢がうかがわれるが、納入業者からの情報の他に、自社でも調べているという業者が10%あった。この結果、成分などの情報はかなり行き渡ってきていて、我々が成分について話をした場合に、その内容はかなり理解される状態にある事が予想される。

労働衛生管理組織については、当然事業場の大きさ、規模、従業員の数などと関連がある。

- 1 産業医が選任されている事業場が27%あったことは、団答事業場の83%が50人以下の事業場であるので、50人以下の事業場でも産業医が選任されている事になる。
- 2 衛生管理者あるいは労働衛生推進者については選任されているが38%であった。回答事業場の32%が10名以内の事業場だったので、選任事業場は68%であるべき筈であるが、これに比べて少ない。

またこれらの衛生管理者などは、印刷部門より他の部門の人が就任していることが多いようである。恐らく総務や人事・労務担当者が兼任しているのである。

- 3 有機溶剤作業主任者は、選任されているのは31%に過ぎなかった。
- 4 衛生委員会または安全衛生委員会が設置されている事業場は16%にすぎなかった。

以上から、労働衛生管理組織については、まだまだ整備されているとはいえないであろう。

有機溶剤中毒予防規則による健康診断は、実施しているという回答を寄せられた事業場は、70%に及んでいる。また規則以外の項目の採用についても7%が実施していると言っている。

しかし有機溶剤健診を産業医が実施している事業場は10%であり、事後措置だけでも産業医が関与している事業場は17%にすぎなかった。73%が産業医が全く関与することなしに、健康診断が実施されているらしい。

雇い入れ時の労働衛生教育で、労働衛生法規どおり実施されている事業場は16%にすぎなかった反面、法規以上の教育を実施していると回答した事業場が5%あった。

また作業内容変更時の労働衛生教育は、前問同様16%が実施していると答えていたが、その他は実施していないようである。

実施している事業場の実施者は、殆どが事業場内部の人で(94%)、外部から依頼してきての教育を実施している事業場は6%にすぎなかった。

有機溶剤に関する作業環境測定は、定期的に年2回実施していると回答した事業場は22%であり、定期的ではないが、とにかく実施していると答えた事業場が9%あった。残りの69%の事業場は実施されていないようであった。

作業環境測定を実施している事業場は、実際は17事業場にすぎなかったが、A測定のほか、B測定も実施していると回答された事業場は約半数であった。

作業環境測定結果に基づく作業環境の状態は、32%がすべて第1管理区分であると答え、16%が第1と第2管理区分とが混合していると答えていた。また第3管理区分のある作業場のある事業場が20%もあった。印刷工場にはかなり悪いところがあるという風評は耳にしていたが、これで作業、設備などの改善が必要である事が分かることを考える。

作業環境測定結果報告書には、産業医または労働衛生コンサルタントの意見の記入欄があるので、そのために作業環境測定の結果を産業医に知らせているかという問い合わせに対し、知らせて助言を得ているという事業場は24%であった。

有機溶剤作業の設備については、完全に整備されているという事業場は20%あり、概ね整備されているという事業場が38%あり、約半数の事業場では整備されていることになる。

局所排気装置に関する設問には、回答しにくかった設問があったようで、そのような設問の回答は悪かった。その内回答の見られたものをpick upすると、局排のフードや形式の形状が、作業と合っていない事業場の有無については、38%がそうではないと回答していた。

また局排はよく引いているのに、作業環境測定結果は悪いという事業場はないかという設問に対し、26%はそのようなことはないと答えていたが、6%はあると答えていた。

局排の自主点検は、22%が実施していると答えていた。また局排気の日常の点検も実施しているのは20%であった。

また局排の制御風速の測定は、実施していると回答したのは5%にすぎず、46%は実施していないと答えていた。

また局排で苦労する点には、印刷機の構造上、効果的な局排を設置に苦労するという回答が21%あった。

労働衛生保護具では、現場での使用で手袋の使用が思いのほか多く43%、マスクは反対に少なく7%。保護服は3%にすぎなかった。

また備え付けている保護具の点検は、80%が実施していないという。

また平成8年6月の労働衛生法の改正については、内容をよく知っているという事業場は、9%にす

ぎなかったし、平成9年3月の有機溶剤中毒予防規則の一部改正については、よく知っているが4%にすぎなかった。

また最後に大阪産業保健推進センターについて尋ねたところ、よく知っているは4%にすぎなかった。しかしあおよそは知っているが23%だったので、これからさらにPRに勤めればという事であろう。

以上大阪府下の印刷業の労働衛生管理状態の調査をもとめて報告したが、印刷業には零細、小、中、大とその規模、内容は複雑多岐にわたり、それに従って、労働衛生管理組織、内容など大きく異なる。一般に管理の行き届いている事業場は随分整備されているようであり、小・零細企業は、まだまだであるようである。今後はこれら小・零細企業にも、労働衛生管理を伝え、そのためのマニュアルなどをも作っていかねばならないであろう。

印刷業における労働衛生管理調査票

アンケート調査の記入に当たってのお願い

- 1 本アンケート調査は、調査をお願いした事業場単位でご記入下さい。（例えば、他所に分工場等がある場合には、その分工場等は調査対象から除外して下さい。）
- 2 本アンケート調査の調査項目（設問）に対する回答は、原則として択一式としていますので、イ～ニのうちから該当するものを1つを選んで下さい。また、選択した回答に→印があるものは、さらにa～cのうちから該当するものを1つ選んで下さい。
- 3 ご回答いただきました内容については秘密を厳守しますので、あなたの事業場の現状をありのまま記入して下さい。

1 あなたの事業場の概要についてお尋ねします。

- (1) あなたの事業場の労働者数を記入して下さい。
(正社員のほかパートタイマー等も含めて下さい。)

男	女	合計	企業全体
名	名	名	名

- (2) あなたの事業場が行っている主たる事業内容は次のa～fのうちどれですか。1つを選んで下さい。
また、印刷部門及び艶だし業務全体の所属労働者数（パートタイマー等も含む）を記入して下さい。

イ 主たる印刷等の種類（該当するものの記号を○で囲んでください。）	<input type="checkbox"/> 印刷部門等所属労働者数
a グラビア印刷 b オフセット印刷 c スクリーン印刷 d 活版印刷 e その他の印刷 f 印刷物等の艶だし	名

- (3) 次の業務について、該当する業務全部のその作業頻度、従事労働者数を記入して下さい。

（従事労働者数にはパートタイマー等も含めて下さい。また、同一の作業者が種々の業務に就いている場合には、それぞれの業務従事者労働者数に含めて計上して下さい。）

イ 業務の内容	ロ 作業頻度		ハ 業務従事労働者数	
	(部署により作業頻度が異なる場合は、当該業務全体の傾向で記入して下さい。)		男	女
製版業務	a 毎日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
印刷の業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
グラビア印刷の業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
オフセット印刷の業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
スクリーン印刷の業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
活版印刷の業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
その他の印刷の業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
印刷インキの調合の業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
印刷物等の艶だしの業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
印刷ロールの払拭の業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名
その他の業務	a 每日作業する b ()日に1回程度作業する		名	名

2 あなたの事業場で使用している印刷インキ、溶剤、活字等についてお尋ねします。

- (1) 印刷インキ、溶剤等について、成分・有害性・取り扱い上の注意事項等について把握していますか。

- イ 把握している → a 納入会社の表示内容等により確認している
 → b 納入会社の表示内容等の確認の他に、自社でも独自に調査し確認している
 ロ 把握しているつもりである
 ハ よく知らない

- (2) 印刷インキ、溶剤等について、有機溶剤中毒予防規則（有機則）に規定されている有機溶剤以外の有機溶剤が含有されているかどうか把握していますか。

- イ 把握している
 ロ 把握していない

(3) あなたの事業場で使用している有機溶剤の名称を教えて下さい。(印刷インキ、シンナーなど混合物の場合はその含有成分のうちの有機溶剤の名称を記入して下さい)。

(4) 活字や印刷インキなどに、鉛、カドミウムなどの重金属（合金を含む。）が使用されていますか。使用（含有）されている場合はその名称も教えて下さい。 使用（含有）金属の名称

- イ 使用(含有)されている

 - a 活字に使用されている →
 - a' 印刷インキに使用されている →
 - a'' その他[]に使用されている →

ロ いずれにも使用(含有)されていない

ハ 使用(含有)されているかどうかよく知らない

3 あなたの事業場の衛生管理体制についてお尋ねします。

(1) 産業医は選任されていますか。〔注：常時使用する労働者の数が50人以上の場合は選任する必要があります。〕

- イ 選任している
ロ 選任していない

(2) 衛生管理者、安全衛生推進者は選任されていますか。〔注：常時使用する労働者の数が50人以上の場合は衛生管理者を、10人以上50人未満の場合には安全衛生推進者を選任する必要があります。〕

- イ 選任している → 選任されている衛生管理者、安全衛生推進者の方の本来の業務担当は何ですか

ロ 選任していない

a 印刷、艶だし部門の業務
b 印刷、艶だし部門以外の業務

(3) 有機溶剤作業主任者は選任されていますか。〔注：有機溶剤を用いて行う印刷の業務等については、有機溶剤作業主任者を選任する必要があります。〕

- イ 選任している → 選任されている有機溶剤作業主任者の方の本来の業務担当は何ですか

ロ 選任していない

a 印刷、艶だし部門の業務

b 印刷、艶だし部門以外の業務

(4) 衛生委員会又は安全衛生委員会は設置されていますか。〔注：常時使用する労働者の数が50人以上の場合は設置する必要があります。〕 → a. 概ね定期的に開催している

- イ 設置している

 - その衛生委員会又は安全衛生委員会は定期的（月1回）に開催されていますか
 - b 必要の都度開催している
 - c あまり開催していない

 - その衛生委員会又は安全衛生委員会の構成委員には産業医が含まれていますか
 - a' 産業医を委員としている
 - b" 産業医を委員としていない

ロ 設置していない

4 あなたの事業場の健康診断等についてお尋ねします。

(1) 労働者の健康診断は実施していますか。

- イ 有機溶剤中毒予防規則などの法令に定める健康診断を法令どおり実施している
ロ 実施していない

(2) 有機溶剤健康診断を実施している事業場に、健康診断の検査項目についてお尋ねします。

最近の有機溶剤健康診断では、有機則に規定されている代謝物（例：キシレン⇒尿中馬尿酸）の量の検査以外の代謝物の量、血・尿中溶剤の量等の検査が自動的に実施されているような事例もありますが、あなたの事業場では如何ですか。

- イ 法定の検査項目以外の項目も実施している
→検査項目の名称を教えて下さい。→〔検査項目の名称〕
- ロ 法定の検査項目以外は実施していない
- (3) 産業医を選任されている事業場にお尋ねします。
- 労働者の健康診断には産業医が関与していますか。
- イ 健康診断は産業医が実施している
- ロ 産業医が実施していないが、健康診断の事後措置等で産業医が関与している
- ハ 産業医は全く関与していない

5 あなたの事業場の労働衛生教育についてお尋ねします。

- (1) あなたの事業場では労働者に対する次の労働衛生教育を実施していますか。
- ①雇い入れ時の労働衛生教育
- イ 該当労働者には労働安全衛生規則に定める労働衛生教育以上の労働衛生教育を実施している
- ロ 該当労働者には労働安全衛生規則に定める労働衛生教育を規則どおり実施している
- ハ 実施していない
- ②作業内容変更時、配置換え時等の労働衛生教育
- イ 該当労働者には労働安全衛生規則に定める労働衛生教育以上の労働衛生教育を実施している
- ロ 該当労働者には労働安全衛生規則に定める労働衛生教育を規則どおり実施している
- ハ 実施していない
- (2) 労働衛生教育を実施している事業場にお尋ねします。
- 労働者に対する労働衛生教育は誰が実施していますか。
- イ 事業場内部の担当者が実施している
- ロ 外部の教育機関で受講させたり、外部講師に依頼して実施している

6 あなたの事業場の有機溶剤に関する作業環境測定についてお尋ねします。

- (1) 作業環境測定を実施していますか。実施している場合はだれが実施していますか。
- イ 定期的(6ヶ月以内毎に1回)に実施している → a 自社で実施 b 測定機関に依頼して
- ロ 定期的ではないが実施している → a 自社で実施 b 測定機関に依頼して
→ 最近ではいつ頃実施しましたか教えて下さい。→ [年 月頃に実施]
- ハ 実施していない
- (2) 作業環境測定を実施している事業場にお尋ねします。
- ①作業環境測定の単位作業場所は何箇所ですか → [箇所]
- ②作業環境測定では、通常の作業時における平均的濃度の測定(A測定)の他に、濃度が最も高くなると思われる場所と時間帯における測定(B測定)も実施されていますか。
- イ 実施している
- ロ 実施していない
- ③直近の作業環境測定の結果は次のいずれに該当しますか。〔注：管理区分は作業環境管理の状態を示すもので、作業環境測定機関が作成した「作業環境測定結果報告書(証明書)」第1面に表示されていますので、確認して下さい。〕
- イ 全ての単位作業場が第1管理区分であった
- ロ 全ての単位作業場が第2管理区分であった
- ハ 第1管理区分の単位作業場と第2管理区分の単位作業場であった
- ニ 第3管理区分の単位作業場があった → その作業場について何か改善措置を講じましたか
→ 改善措置を講じましたか
- a 改善措置を講じた
b 改善措置を検討中
c 講じていない
- ④産業医を選任されている事業場にお尋ねします。
- 作業環境測定の結果について、産業医と情報交換していますか。
- イ 作業環境測定の結果を産業医に知らせ、労働衛生管理上の助言等を得ている
- ロ 作業環境測定の結果を産業医に知らせているだけで助言等は得ていない
- ハ 作業環境測定の結果を産業医までは知させていない

7 あなたの事業場の有機溶剤作業設備についてお尋ねします。

(1) 有機溶剤蒸気の発散を抑制するため、発散源ごとに局所排気装置又は密閉化設備が整備されていますか。

- イ 全て整備している → a 局所排気装置 a' 密閉化設備
ロ 概ね整備している → a 局所排気装置 a'' 密閉化設備
ハ 整備されていない

(2) 局所排気装置を設置している事業場にお尋ねします。

①局所排気装置の稼働に伴う騒音や製品の品質に与える影響等を懸念して、局所排気装置を稼働しなかったり、能力を落として使用するということはありませんか。

- イ そのようなことはない
ロ 稀はある → その理由を教えて下さい。
ハ よくある → その理由を教えて下さい.

②局所排気装置のうちフードの型式や形状が作業に合っていないというものはありませんか。

- イ そのようなことはない
ロ 一部はある
ハ よく分からない

③局所排気装置はよく引いていると思われるのに、作業影響測定結果が悪いということはありませんか。

- イ そのようなことはない
ロ ある
ハ よく分からない

④局所排気装置のフードと有機溶剤蒸気の発散源との間に作業者が立ち入って作業を行うということはありませんか。

- イ そのようなことはない
ロ 稀にある → その理由を教えて下さい。
ハ よくある → その理由を教えて下さい.

⑤局所排気装置の定期自主検査（1年以内毎に1回）を実施していますか。

- イ 実施している → 定期自主検査の実施者は誰ですか → a 予め特定した者にさせている
→ b 特に定めていない
→ 定期自主検査は点検表（チェックリスト）に基づいて実施していますか → a 点検表に基づいて実施
→ b 点検表はなく適宜に実施

- ロ 実施していない

⑥局所排気装置の定期点検（日常或いは月例に）を実施していますか。

- イ 実施している → 定期点検の実施者は誰ですか → a 有機溶剤作業主任者にさせている
→ b 特に定めていない
→ 定期点検は点検表（チェックリスト）に基づいて実施していますか → a 点検表に基づいて実施
→ b 点検表はなく適宜に実施

- ロ 実施していない

⑦局所排気装置の制御風速を測定したことがありますか。

- イ 実施している → 実施時期はいつですか → a 定期的に実施 b 必要の都度隨時に実施
ロ 実施していない

(3) 局所排気装置（局排装置）、密閉設備、全体換気装置等について、次のような問題点等がありませんか。該当する項目記号全部を○で囲んで下さい。

- イ 有機溶剤蒸気の発散源が多数あって、効果的な局排装置の設置に苦労することがある
ロ 有機溶剤蒸気の発散源の面積が大きくて、効果的な局排装置の設置に苦労することがある
ハ 印刷機等の設備機械の構造上、効果的な局排装置の設置に苦労することがある

- ニ 扇風機や窓からの風、冷・暖房装置の気流などが、局排装置、全体換気装置等の効果を妨害することがある

ホ 密閉設備を設けているが、開放されたまま放置されていることがある

ヘ 局排装置、密閉設備、全体換気装置等に異状があっても、その情報が直ちに上がってこないことがある（故障等があっても、そのまま使用していることがある）

ト 局排装置を設置しているが、騒音がうるさくて使いづらいことがある

チ 全体換気装置を設置しているが、騒音がうるさくて使いづらいことがある

リ 全体換気装置を設置しているが、発散源が離れているため効果はいまひとつである

ヌ 局排装置、全体換気装置の気流が品質に影響すると労働者から苦情がくることがある

ル 局排装置、全体換気装置の気流が寒いと労働者から苦情がくることがある

ヲ 局排装置、全体換気装置の排気方法で苦労することがある

ワ その他 上記以外に問題点があれば教えて下さい。

8 あなたの事業場の労働衛生保護具の使用状況等についてお尋ねします。

(1) あなたの事業場で使用、備え付けしている労働衛生保護具は次のどれですか。（該当するものの全部の記号を○で囲んで下さい。）

使用させている保護具	a 防毒マスク	b 保護服	c 保護手袋	d その他〔 〕
備え付けている保護具	a 防毒マスク	b 保護服	c 保護手袋	d その他〔 〕

(2) 使用させ又は備え付けしている労働衛生保護具は、定期的に点検していますか。

イ 実施している

- 定期点検の実施者は誰ですか
 - a 予め特定した者にさせている
 - b 特に定めていない
- 定期点検は点検表(チェックリスト)に基づいて実施していますか
 - a' 点検表に基づいて実施
 - b" 点検表ではなく適宜に実施

ロ 實施していない

9 労働安全衛生法、有機溶剤中毒予防規則の改正についてお尋ねします。

(1) 昨年6月に労働安全衛生法が改正され、事業者は健康診断の結果に基づいて必要な労働者に対して医師又は保健婦等による保健指導を行うように努めること等の規定が設けられましたが、労働安全衛生法の改正内容はございましたか。

イ 改正内容をよく知っている
ロ 詳しくは知らないが、おおよそ知っている
ハ 知らない

(2) 本年3月に有機溶剤中毒予防規則が改正され、従来は作業を限定して設置が認められていたプッシュプル型換気装置が、一般的に設置が認められるようになりました。また、局所排気装置の稼働についても特例規定が設けられましたが、有機溶剤中毒予防規則の改正内容はございましたか。

イ 改正内容をよく知っている
ロ 詳しくは知らないが、おおよそ知っている
ハ 知らない

10 大阪産業保健推進センターのことについてお尋ねします

大阪産業保健推進センターでは、事業主、産業医、衛生管理者等の産業保健活動に携わる皆様を支援するため、窓口・実地相談、産業保健研修・事業主セミナーの開催、図書・教育用ビデオ・研修用機器等の貸し出し等の事業を行っております（これらの事業は無料で行っております。）が、大阪産業保健推進センターのことをご存じでしたか。

イ 大阪産業保健推進センターのことはよく知っていた
ロ 詳しくは知らないが、おおよそ知っていた
ハ 知らなかった

以上でお尋ねする調査項目は終わりです。ご協力ありがとうございました。